| | | | |
|---|---|---|---|
| 永山　勝教 | 理　事（非常勤） | 平成21年４月２日～平成23年３月31日 | 七十七銀行厚生年金基金理事長 |
| 西妻　安治 | 理　事（非常勤） | 平成22年４月１日～平成23年３月31日 | ふくおかフィナンシャルグループ企業年金基金理事長 |
| 橋本　法知 | 理　事（非常勤） | 平成21年４月２日～平成23年３月31日 | 三菱電機企業年金基金理事長 |
| 濱口　大輔 | 理　事（常　勤） | 平成21年４月２日～平成23年３月31日 | 〔元〕三菱商事企業年金基金常務理事 |
| 藤田　恒郎 | 理　事（非常勤） | 平成21年４月２日～平成23年３月31日 | 北海道銀行企業年金基金理事長 |
| 水野　秀紀 | 監　事（非常勤） | 平成21年４月２日～平成23年３月31日 | 三菱ＵＦＪ信託銀行厚生年金基金理事長 |
| 皆川　尚史 | 理　事（常　勤） | 平成21年４月２日～平成23年３月31日 | 〔元〕独立行政法人国立病院機構理事 |
| 宮﨑　直樹 | 理　事（非常勤） | 平成21年７月１日～平成23年３月31日 | トヨタ自動車企業年金基金理事長 |

⑵　職員数（平成23年３月末現在）

157名

## 高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 23 年 11 月 10 日

東日本高速道路株式会社

代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄

記

１．⑴の表中、「北海道横断自動車道黒松内端野線」を「北海道横断自動車道黒松内北見線」に改める。

１．⑶㉓のうち、ロを削り、ハをロ、ニをハ、ホをニとし、ニの次に次のとおり加える。

ホ　南房総・東京湾２days

⑴　割引をする自動車

⑵に定める期間のうち連続する最大２日間に、⑵に定めるＡインターチェンジからＢインターチェンジまで、Ｂインターチェンジ相互間及びＢインターチェンジからＡインターチェンジまで若しくはＣインターチェンジからＤインターチェンジ（ＢインターチェンジとＣインターチェンジを連続して通行する場合に限る。）まで又はＤインターチェンジからＣインターチェンジまで（ＣインターチェンジとＢインターチェンジを連続して通行する場合に限る。）、Ｂインターチェンジ相互間及びＢインターチェンジからＡインターチェンジまでを連続して通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

⑵　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

| | 料金の合計額 | |
|---|---|---|
| | 軽自動車等 | 普通車 |
| 横浜横須賀道路を通行する場合 | 1,800円 | 2,200円 |
| 横浜横須賀道路を通行しない場合 | 2,400円 | 3,000円 |

⑶　実施する期間

平成23年11月11日から同年12月19日まで及び平成24年１月13日から同年３月21日までの間の金曜日、土曜日、日曜日、月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年７月20日法律第178号）第３条に定める休日（以下「祝日」という。）、祝日の前日及び祝日の翌日。

⑷　適用インターチェンジ

| | |
|---|---|
| Ａインターチェンジ | 東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジ。 |
| Ｂインターチェンジ | 館山自動車道の市原インターチェンジから富津竹岡インターチェンジまで、富津館山道路の富浦インターチェンジから富津竹岡インターチェンジまで並びに東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジから木更津東インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。 |
| Ｃインターチェンジ | 横浜横須賀道路の馬堀海岸インターチェンジから横須賀インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。 |
| Ｄインターチェンジ | 横浜横須賀道路の逗子インターチェンジから狩場インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。 |

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

## 司法書士名簿登録等の公告

司法書士名簿に登録した者及び登録を取消した者を司法書士法第18条の規定により次のとおり公告する。

平成 23 年 11 月 10 日

日本司法書士会連合会

登　録

| 登録番号 | 氏　名 | 登録番号 | 氏　名 |
|---|---|---|---|
| 平成23年10月７日付 | | | |
| 宮城 646 | 小沼善太郎 | 東京5868 | 櫻井　行雄 |
| 東京5869 | 山口　典洋 | 東京5870 | 須賀　泰 |
| 東京5874 | 東　ともみ | 東京5875 | 小林　正俊 |
| 神奈川1719 | 髙木　和裕 | 神奈川1720 | 日暮　幸夫 |
| 神奈川1721 | 熊谷　恒二 | 神奈川1722 | 勝又　綾香 |
| 神奈川1723 | 坂田　寛史 | 神奈川1724 | 林　政幸 |
| 埼玉1340 | 長谷川典子 | 埼玉1341 | 小鷲　悟史 |
| 茨城 577 | 髙野　英記 | 栃木 435 | 松澤　崇 |
| 愛知1725 | 北洞　沙織 | 愛知1726 | 村瀬　早紀 |
| 大阪3840 | 吉村　剛 | 大阪3841 | 平　好充 |
| 大阪3842 | 丸目　晃裕 | 京都1030 | 柴田　英和 |
| 京都1031 | 冨永　良男 | 兵庫1772 | 吉岡　清志 |
| 奈良 427 | 髙倉　徹 | 広島 966 | 神田　真里 |
| 広島 967 | 河合謙太郎 | 鳥取 254 | 神坂　京司 |
| 愛媛 590 | 白江　孝司 | 佐賀 282 | 福田　浩平 |
| 沖縄 438 | 平良　勉 | | |
| 平成23年10月21日付 | | | |
| 札幌 774 | 片岡　一之 | 岩手 347 | 貫洞　邦彦 |
| 東京5876 | 駒場　悠歩 | 東京5878 | 斉藤　圭祐 |
| 東京5881 | 山中真理子 | 東京5882 | 武田　太郎 |
| 東京5884 | 小林　裕樹 | 東京5885 | 高橋　成樹 |
| 神奈川1725 | 松尾　知美 | 神奈川1728 | 山口　淳子 |
| 埼玉1343 | 坂本　武蔵 | 埼玉1344 | 石田　信之 |
| 千葉1244 | 山下　泰子 | 千葉1245 | 松本慎太郎 |
| 千葉1248 | 髙山　典和 | 大阪3844 | 藤平　研 |
| 大阪3845 | 石井　園美 | 大阪3846 | 妹背　大輔 |
| 大阪3847 | 竹内　達矢 | 大阪3848 | 篠原　立郎 |
| 大阪3849 | 杉本　渉 | 大阪3850 | 三谷　啓介 |
| 大阪3851 | 畠山　正志 | 大阪3852 | 佐野　由佳 |
| 奈良 428 | 今井　拓也 | 奈良 429 | 尾上　史賢 |
| 岡山 792 | 磯田　和宏 | 岡山 793 | 井戸　啓太 |
| 福岡1559 | 杉山　円 | 熊本 692 | 丁畑　博胤 |
| 沖縄 439 | 山城　朋彦 | | |